平成２５年（フ）第４５８号
神奈川県南足柄市怒田316―６―102
債務者　埜口　孝月
1　決定年月日時　平成25年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４５９号
神奈川県川崎市麻生区岡上484―309
債務者　金田　典幸
1　決定年月日時　平成25年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４６０号
東京都目黒区下目黒４丁目11―22―501
債務者　松川　泰子
1　決定年月日時　平成25年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４６３号
東京都荒川区町屋３丁目30―５
債務者　伊田　健介
1　決定年月日時　平成25年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４６７号
東京都板橋区双葉町７―５　深田荘１階、住民票上の住所東京都板橋区中板橋９―17
債務者　大竹由美子
1　決定年月日時　平成25年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４６８号
東京都大田区西糀谷１丁目31―12―301
債務者　倉田　和枝
1　決定年月日時　平成25年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４７０号
東京都北区西ケ原１丁目25―５―301
債務者　田村　佳子
1　決定年月日時　平成25年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４７３号
東京都荒川区南千住６丁目30―12―101
債務者　松田　靖孝
1　決定年月日時　平成25年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４７４号
東京都杉並区上井草１丁目18―２　チコチコの家パートⅠ101
債務者　小島　　渓
1　決定年月日時　平成25年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４７５号
東京都大田区西蒲田７丁目９―15―204
債務者　宇田川俊一
1　決定年月日時　平成25年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４７６号
千葉県八千代市大学町３丁目９―２
債務者　藤井　一彦
1　決定年月日時　平成25年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４７７号
千葉県八千代市大学町３丁目９―２
債務者　藤井　早苗
1　決定年月日時　平成25年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４８６号
神奈川県横浜市青葉区柿の木台37―13
債務者　高橋　京子
1　決定年月日時　平成25年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２６９８号
神奈川県藤沢市辻堂元町４丁目３番５号102
債務者　大山　陽子
1　決定年月日時　平成25年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２７５１号
横浜市港北区下田町１丁目23番６号　テラスハウス日吉102
債務者　中村　新一
1　決定年月日時　平成25年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月22日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２７５２号
横浜市港北区下田町１丁目23番６号　テラスハウス日吉102
債務者　中村ひろみ
1　決定年月日時　平成25年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月22日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部